

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第6条第4項第4号,第6条第5項第4号,第7条第1項,第7条第3項関係)			別表第1(第6条第4項第4号,第6条第5項第4号,第7条第1項,第7条第3項関係)		
物質	基準値	測定方法	物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法	カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては,昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)	有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年環境庁告示第 64 号」という。)付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては,昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法	鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法

六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2 に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格 K0170 7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものには、規格 61 に定める方法、農用地に係るものには、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に

六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2 に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格 K0170 7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものには、規格 61 に定める方法、農用地に係るものには、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に

		掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1, 2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
<u>1, 2 ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	<u>シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2</u>

		掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1, 2 ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
<u>シス 1, 2 ジクロロエチレン</u>	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	<u>日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法</u>

		<u>又は 5.3.2 に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法</u>
1, 1, 1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

		方法
1, 1, 1 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2 トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3 ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c(注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては,これを省略することができる。)及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては, 土壌の汚染

チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c(注(6)第 3 文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては,これを省略することができる。)及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては, 土壌の汚染

に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機<sup>りん</sup>燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第6号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印 所在地 電話番号 印
環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり	

に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機<sup>りん</sup>燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

新設

様式第6号(第6条第3項第23号, 第6条第3項第25号, 第13条第3項関係)

地質分析結果証明書	
殿	年 月 日
代表者	分析機関名 印 所在地 電話番号 印
環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり	

証明します。(検体番号 )				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 の方法を除く。)
有機燐	mg/l		不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1, 日本工業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 環告第 64 号付表 2)
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には, 日本工業規格 K0170 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)
砒素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和 46 環告第 59 号付表 1

証明します。(検体番号 )				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 の方法を除く。)
有機燐	mg/l		不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1, 日本工業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和 49 環告第 64 号付表 2)
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合には, 日本工業規格 K0170 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)
砒素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和 46 環告第 59 号付表 1

アルキル水銀	mg /l		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 2, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg /l		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 3
ジクロロメタ ン	mg /l		0.0 2	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg /l		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレ ン(別名塩化ビ ニル又は塩化 ビニルモノ マー)	mg /l		0.0 02	平成 9 環告第 10 号付表
1,2-ジクロロ エタン	mg /l		0.0 04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロ エチレン	mg /l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
<u>1,2-ジクロロ エチレン</u>	mg /l		0.0 4	<u>シス体にあつては日本 工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, トラン ス体にあつては日本工 業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1</u>
1,1,1-トリク ロロエタン	mg /l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリク ロロエタン	mg /l		0.0 06	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1,

アルキル水銀	mg /l		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 2, 昭和 49 環告第 64 号付表 3
PCB	mg /l		不 検 出	昭和 46 環告第 59 号付 表 3
ジクロロメタ ン	mg /l		0.0 2	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
四塩化炭素	mg /l		0.0 02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
クロロエチレ ン(別名塩化ビ ニル又は塩化 ビニルモノ マー)	mg /l		0.0 02	平成 9 環告第 10 号付表
1,2-ジクロロ エタン	mg /l		0.0 04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2
1,1-ジクロロ エチレン	mg /l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
<u>シス-1,2-ジク ロロエチレン</u>	mg /l		0.0 4	<u>日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2</u>
1,1,1-トリク ロロエタン	mg /l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5
1,1,2-トリク ロロエタン	mg /l		0.0 06	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1,



				5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和 46 環告第 59 号付表 4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1, 第 2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1, 第 2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c(注(6)第 3 文を除く。)及び昭和 46 環告第 59 号付表 6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサソ	mg/l		0.05	昭和 46 環告第 59 号付表 7	
農用地	砒	mg	15	農用地土壌汚染	含

				5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和 46 環告第 59 号付表 4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1, 第 2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1, 第 2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c(注(6)第 3 文を除く。)及び昭和 46 環告第 59 号付表 6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサソ	mg/l		0.05	昭和 46 環告第 59 号付表 7	
農用地	砒	mg	15	農用地土壌汚染	含

(田に限る。)	素	/ kg			対策地域の指定 要件に係る砒素 の量の検定の方 法を定める省令 (昭和 50 年総理 府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条		有 試 験
	銅	mg / kg		12 5	農用地土壌汚染 対策地域の指定 要件に係る銅の 量の検定方法を 定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条		
水素イオン濃 度指数				4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211 200 *「土懸濁液の pH 試験方法」		
検体の性状		形状		色		に お い	
備考							

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 46 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

3 「平成 9 環告第 10 号」とは、地下水の水質汚濁に係る

(田に限る。)	素	/ kg			対策地域の指定 要件に係る砒素 の量の検定の方 法を定める省令 (昭和 50 年総理 府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条		有 試 験
	銅	mg / kg		12 5	農用地土壌汚染 対策地域の指定 要件に係る銅の 量の検定方法を 定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条		
水素イオン濃 度指数				4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211 200 *「土懸濁液の pH 試験方法」		
検体の性状		形状		色		に お い	
備考							

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)をいう。

2 「昭和 46 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)をいう。

3 「平成 9 環告第 10 号」とは、地下水の水質汚濁に係る

環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)をいう。

環境基準(平成 9 年環境庁告示第 10 号)をいう。